



移り変わり

おなじみの紫陽花散策に出かける。見事な花乱舞の三室戸寺で、目新しい花を見つけた。紫陽花の原種は、日本のがく紫陽花といわれ、旅した東北での力強く素朴な印象が、心に強く残っている。が、百花繚乱のなかでの目新しさに、感動を覚えなくなっている。自然や歴史の大きな変化を、私たちは安易に捉え、点から点の変化は感じて、その必然まで突き詰めることを避けていたように思う。「古きをたずね新しきを知る」の教えを学び、正しい民族の誇りを後世に伝えたいものだ。

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 標準報酬月額「随時改定」 ● 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
- 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・被扶養者状況リストの提出はお済みですか？
 - ・電話受付の自動音声案内が変わります
- 高齢年金受給者の方も「ねんきんネット」で年金見込額の試算ができるようになりました
- まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

標準報酬月額 「随時改定」



健康保険・厚生年金保険の被保険者1人ひとりの標準報酬月額は、事業主からの届け出にもとづいて決定されます。保険料額や保険給付額の計算の基礎となる重要なものですから、報酬月額は正しく届け出されることが必要です。

毎年4月、5月には一般的に事業所において昇給が行われることが多く、この定期昇給などにより被保険者が受ける報酬に変動が生じたときは、その3カ月後に標準報酬月額の随時改定に該当するかどうかを被保険者1人ひとりについて確認する必要があります。

そこで、今回は標準報酬月額の「随時改定」について説明します。

随時改定とは

被保険者の標準報酬月額は、被保険者資格を取得したとき(=取得時決定)、および毎年7月に提出する「算定基礎届」(=定時決定)によって決定されます。

しかしながら、この取り扱いだけでは昇給や降給などにより報酬が変動した場合、すでに決定されている標準報酬月額と被保険者が現実には受ける報酬の実態とがかけ離れてしまうことになります。

そこで、昇給や降給などにより報酬に著しい変動があった場合は、昇降給のあった月以降、継続する3カ月間の報酬をもとにして4カ月目の月から標準報酬月額を改定することになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、このときに提出する届書が「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」です。

随時改定の要件

随時改定は、次の2つの要件に該当するときに行われます。

- ①昇給または降給などにより、固定的賃金に変動があったとき。
- ②固定的賃金の変動月以降継続する3カ月(この3カ月は、いずれの月も報酬の支払いの基礎となった日が17日以上あることが必要)に受けた報酬の平均月額にもとづく標準報酬等級と、現在の標準報酬等級とを比較して2等級以上の差が生じたとき。

なお、固定的賃金の変動だけで2等級以上の差がな

くても、残業手当等の非固定的賃金を含めた報酬で2等級以上の差がある場合は、この要件に当てはまるものとして取り扱われます。

固定的賃金の変動

固定的賃金とは、基本給、家族手当、役職給、住宅手当などのように支給額や支給率が決まっているものをいい、その変動とは次のような場合が考えられます。

- ①昇給または降給があったとき。
- ②日給から月給に変わったなど、給与体系に変更があったとき。
- ③日給や時間給などの基礎単価に変更があったとき。
- ④歩合給の単価や歩合率に変更があったとき。
- ⑤家族手当、住宅手当、役職手当など固定的な手当が新たに支給されるようになったとき、または支給額に変更があったとき。

標準報酬改定通知

届け出の内容をもとに、年金事務所から「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」が送付されますので、その内容をすみやかに被保険者へ知らせなければなりません。

なお、届書の記入にあたっては、支払基礎日数や支払報酬額などに誤りがないように十分注意し、わからない点があれば管轄の年金事務所にお問い合わせのうえ正しく届け出るようにしましょう。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください

「算定基礎届」の提出は もうお済みですか？

未提出の事業所は
至急届け出を

健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者1人ひとりに対して、4・5・6月の3カ月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届け出ることになっています。

年金事務所では、この届け出にもとづいて被保険者の標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

このように「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものですから、届け出が遅れたり、誤った届け出をしますと標準報酬月額の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響をおよぼすことにもなります。

「算定基礎届」の届け出は、本年は7月10日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、至急管轄の事務センターまたは年金事務所へ届け出ましょう。

「算定基礎届」の届け出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検し、6月に年金事務所から送付されている「算定基礎届総括表」および「算定基礎届総括表附表」にも必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。



ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください

ご家族に国民年金第1号被保険者がいらっしゃる方へ

国民年金保険料の 免除制度をご存じですか？



経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

全額免除制度

保険料の全額（月額15,040円）が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

●全額免除となる所得のめやす

前年所得が【(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円】の計算式で計算した金額の範囲内であること
※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

〈特例免除〉

特例免除は退職（失業）された方の所得を除外して審査をします。

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。手続きには、雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要となります。

詳細は、最寄りの年金事務所・市（区）町村担当窓口までお問い合わせください。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部納付は3種類です。一部納付の納付額と年金額は以下のとおりです。

- 1/4納付（3,760円を納付） ➡ 年金額は5/8
- 半額納付（7,520円を納付） ➡ 年金額は6/8
- 3/4納付（11,280円を納付） ➡ 年金額は7/8

●一部納付となる所得のめやす

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 1/4納付 ➡ 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 ➡ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 3/4納付 ➡ 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。



ご注意ください!!

一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じとなるため、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

若年者納付猶予制度

保険料の全額（月額15,040円）が猶予されます。

若年者納付猶予制度とは、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20歳台）の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、世帯主の所得により全額免除に該当しない20歳台の方が申請できる制度です。

ただし、若年者納付猶予制度を受けた期間は、追納しない限り将来受ける年金額に反映されません（受給資格期間には算入されます）。

●若年者納付猶予となる所得のめやす

所得基準の計算方法は全額免除制度の場合と同じですが、世帯主の所得は審査から除かれます。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



申請は…

お住まいの市(区)町村役場（国民年金担当窓口）またはお近くの年金事務所です。平成25年度（平成25年7月～平成26年6月）の申請は平成25年7月から受付を開始しております。

※平成24年度（平成24年7月～平成25年6月）の申請は、平成25年7月31日までです。

申請をご希望の方は期限内の手続きをお願いいたします。



保険料の追納について

保険料の全額免除や一部納付の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります（若年者納付猶予制度については、年金額に反映されません）。

そこで、これらの期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができています（保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます）。



詳細は最寄りの年金事務所・市(区)町村担当窓口までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者状況リストの提出はお済みですか？ ご提出期限(平成25年7月31日)が近づいております

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しています。事業主の皆さまには、本年5月末から6月末にかけて「被扶養者状況リスト」等を送付しております^{※1}。

「被扶養者状況リスト」等につきましては、健康保険の被扶養者資格の状況を確認のうえ、**平成25年7月31日(水)までに専用の返信用封筒にて**ご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「被扶養者状況リスト」を紛失等している場合は、協会けんぽ大阪支部まで、至急ご連絡ください。再発行いたします。

保険料負担の軽減につながる^{※2}大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※1 対象となる被扶養者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」は送付しておりません。

※2 協会けんぽなど、各々の医療保険制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数等に応じて、高齢者の医療費に対する拠出金は算出されます。

【参考】平成24年度実績

削除人数：約9万人（全国） 約8,300人（大阪支部）

高齢者医療制度への支援金の負担軽減額（効果額）：約35億円

提出方法

リストにて被扶養者資格の再確認後、リストに事業主印を押印し、「協会提出用」を提出

被扶養者状況リスト
「協会提出用」

※削除となる被扶養者がいない場合、
被扶養者状況リストのみご提出ください

*削除となる被扶養者がいる場合のみ、被扶養者調書兼異動届をあわせて提出

同封の異動届「正・副」に、削除となる被扶養者の氏名等を記入し、削除となる被扶養者の保険証を添付のうえ同封



被扶養者調書
兼異動届
「正・副」



保険証

※保険証の回収にご協力をお願いいたします

くわしくは、「被扶養者状況リスト」に同封いたしましたリーフレット、協会けんぽのホームページをご覧ください。また、協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

協会けんぽ大阪支部からのお願い

「健康保険被扶養者調書兼異動届」は、協会けんぽが実施する**被扶養者資格再確認専用の削除用**届出用紙となります。被扶養者の追加、変更等の際にはご使用できません。

また、被扶養者資格の再確認が終了しますと、就職等による被扶養者の削除につきましてもご使用できません。通常の「健康保険被扶養者（異動）届」を管轄の年金事務所へご提出ください。

被扶養者の異動の際は、すみやかに届出いただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

電話受付の自動音声案内が変わります

協会けんぽ大阪支部では、**平成25年8月5日(月)**より電話回線数を増やし、問い合わせ先がよりわかりやすいよう自動音声案内を変更して、これまでよりスムーズな対応ができるよう努めてまいります。

なお、**代表電話番号は変更ありません**が、お問い合わせ内容別に選択していただくボタン番号が変更になりますので、お問い合わせの際は下図をご参考にさせていただきますようお願いいたします。



電話 06-7711-4300(代表)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日および年末年始を除く）

自動音声のご案内

- ・自動音声案内の途中でも番号を押していただくことができます。
- ・ダイヤル式電話機をご利用の方は、そのままお待ちいただくと総合案内におつなぎいたします。

1

- 健康保険制度内容について
- 健康保険のお手続き方法
- 申請書類送付のご依頼

2

- ・すでに当支部へご申請いただいている方
- ・健診・保健指導等
- ・医療機関、地方自治体等からのお問い合わせ
- *引き続き自動音声でご案内します。

3

- ・その他のお問い合わせ
- ・お問い合わせ先が不明な場合

1

- ・傷病手当金、高額療養費などの各種給付金や限度額適用認定証の交付の進捗状況について

2

- ・任意継続の手続き後の進捗状況について
- ・健康保険証の発行等について

3

- ・生活習慣病予防健診
- ・特定健診
- ・特定保健指導について

4

- ・交通事故等の第三者行為
- ・医療機関からの資格確認について

5

- ・地方自治体からの資格確認
- ・左記以外のお問い合わせ



全国健康保険協会
協会けんぽ

老齢年金受給者の方も 「ねんきんネット」で 年金見込額の試算が できるようになりました



「ねんきんネット」の年金見込額試算機能は、平成23年10月に導入されて以降、試算することができる方の範囲を段階的に拡大してきました。平成25年4月30日より、新法老齢年金を受給している方（※1）も、「ねんきんネット」での試算ができるようになりましたので、その概要についてご紹介します。

（※1）新法老齢年金を受給している方のうち、70歳以上の方、すでに老齢厚生年金を繰上げ受給している方は、本サービスを利用できません。

年金見込額試算の概要

年金見込額試算とは、今後の働き方や受給開始年齢などを入力することで、将来受給する年金の見込額を試算できるサービスです。さまざまな条件で年金の見込額を試算し、表やグラフで試算結果を比較検討できます。

被保険者の方に、今後の働き方に応じた年金見込額を試算いただけます

いくつかの簡単な質問に答えることで今後の働き方に関する情報などを入力し、それぞれの条件における年金見込額を試算できます。

受給者の方も、将来の年金額の試算ができるようになりました

在職老齢年金の退職改定による年金額や、65歳到達による老齢基礎年金・老齢厚生年金の金額などの試算ができるようになりました。

追納・後納等を行った場合の年金見込額の試算ができます

試算の条件として国民年金保険料の追納期間・後納期間・学特期間・免除期間の月数を入力することで、保険料を納付した場合としなかった場合で年金額がどう変わるかを比較することができます。

なお、老齢基礎年金を受給されている方など、後納制度の対象外となっている方は、当該機能を利用できません。



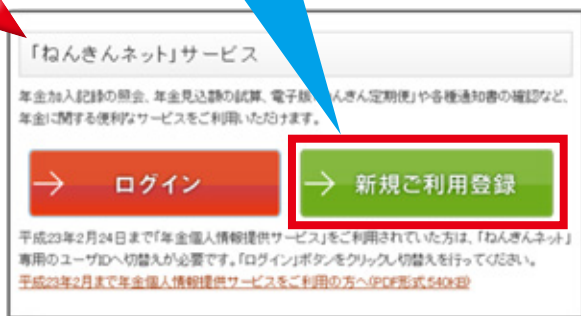
※年金見込額などは画面のイメージであり、実際に計算される値とは異なります。

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144